

杜のぼとふ 重要事項説明書

(指定地域密着型通所介護・第一号通所事業)

事業の目的と運営方針

事業の実施にあつてはご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。またご利用者がお持ちの能力に応じた、自立した生活ができるよう援助いたします。

1. 杜のぼとふ(指定地域密着型通所介護・第一号通所事業所)の概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	杜のぼとふ (指定地域密着型通所介護・第一号通所事業所)		
所 在 地	〒747-1231 山口県防府市大字切畑 394		
事業所番号	3 5 9 0 6 0 0 4 7 8	指定日	令和5年8月1日
送迎サービスを提供する対象地域	防府市大道切畑地区を中心とする		

(2) 職員の体制

職名及び資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		事業管理	1名
生活相談員	2名		相談業務	2名
介護職員	2名	2名	介護業務	4名
機能訓練指導員	1名		訓練指導	1名

(3) 設備の概要

食堂及び機能訓練室	食事や機能訓練に使用します。	静 養 室	ご利用者が静養したいときに使用します。
相談室	秘密の漏洩を防ぐ配慮をしています。	事 務 室	職員が事務を行います。
ト イ レ	洋式 1 据え、 男性用小便器 1 据え	送 迎 車	4 台

(4) 定員及び営業時間帯

営業日	月曜日～金曜日
休日	土曜日・日曜日・祭日・年末年始・お盆
営業時間	9時30分～18時00分
サービス提供時間	11時15分～17時30分 (送迎時間は含まず)
利用定員	10名

3. 提供するサービス内容

- ① 送迎
- ② 機能訓練（当事業所では個別機能訓練加算Ⅰイ、または運動器機能向上プログラムを実施しています。）
- ③ 各種レクリエーション活動
- ④ 食事
- ⑤ 入浴
- ⑥ 生活相談

4. 利用料金

（1）第一号通所事業

介護区分	1ヶ月あたりの利用料	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要支援1・事業対象者	¥19,647	¥1,965	¥3,929	¥5,894
要支援2	¥36,792	¥3,679	¥7,358	¥11,038

(単位数)	要支援1・事業対象者	要支援2
① 1か月あたりの基本利用料	1798	3621
② 一体的サービス提供加算	480	
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ	72	144
④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ※1	・①～③の5.9%	
⑤ 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ※1	・①～③の1.0%	
⑥ 介護職員等ベースアップ支援加算※1	・①～③の1.1%	
⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ※2	・①～③の8.0%	

上記単位数×10＝総額 そのうち、負担割合に応じた自己負担額が生じる

※1 令和6年5月までの算定 ※2 令和6年6月からの算定

（2）指定地域密着型通所介護

(単位数)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 1日あたりの基本利用料（6～7時間の場合）	678	801	925	1049	1172
② 入浴介助加算	40				
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18				
④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ※1	・①～③の5.9%				
⑤ 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ※1	・①～③の1.0%				
⑥ 介護職員等ベースアップ支援加算※1	・①～③の1.1%				
⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ※2	・①～③の8.0%				

上記単位数×10＝総額 そのうち、負担割合に応じた自己負担額が生じる

※1 令和6年5月までの算定 ※2 令和6年6月からの算定

(3) その他の料金

- ①食事代：700円、おやつ代：100円（調整食に関しては、料金が異なります。）
- ②その他：おむつ代100円、パット代50円、レクリエーションにかかる費用
（費用が発生する場合は、事前に書面及び口頭でお知らせいたします。）

(4) 料金の支払い方法

毎月10日過ぎに前月分を請求いたしますので、翌々月6日までにお支払いください。
お支払いを確認しましたら領収証を発行いたしますので、保管をお願いいたします。
※銀行口座（山口銀行等）からの引き落としを希望される方はお申し出ください。

5. 虐待の防止、並びに身体拘束防止について

管理者は、虐待発生・身体拘束発生の防止に向け、いかに定める事項を実施します。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための担当者となります。

- (1) 杜のぼとふでは、虐待防止委員会・身体拘束防止委員会を設けます。その責任者は管理者とします。
- (2) 成年後見人制度等の利用を支援します。
- (3) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することもあります。
- (4) 身体拘束防止委員会では、身体拘束を防止するとともに、やむを得ず身体拘束をする場合の適正な措置がとられるよう管理します。
- (5) 職員は、年2回以上虐待発生の防止及び身体拘束防止にかかる研修を受講します。
- (6) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会・身体拘束防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

6. 非常災害対策

当事業所では非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画（消防計画）を作成し、この消防計画に基づき非常災害に備え、職員及びご利用者様に周知徹底を図るため、年2回以上の消防避難訓練を実施します。

7. 事故発生時の対応

当事業所においてご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに医療機関・市町村・居宅介護支援事業所・ご利用者様のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況や事故に際してとった処置については記録し、賠償すべき事故の場合には、

損害賠償を速やかに行います。

【損害保険の加入状況】

保険会社：損害保険ジャパン株式会社

8. 苦情相談窓口

当事業所ではご利用者様やご家族様からの苦情に対して、専用の窓口で受け付けています。

頂いた苦情等については苦情内容を速やかに確認し、関係機関を含めた対応及び再発防止に向けた取り組みなどを記録に記載しながら、受付窓口が責任をもって適切な対応と十分な説明をし、理解・納得などいただけるよう解決に努めます。

① 当事業所ご利用者様相談・苦情担当

代表取締役： 久保田 樹

生活相談員： 福井 弘美

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等もご利用いただけます。

■防府市

担当課： 高齢福祉課 電話：0835-25-2979

■国民健康保険団体連合会

担当課： 介護保険班 電話：083-995-1010

9. サービス利用に関する留意事項

当事業所を安心・安全にご利用いただくため、下記事項はお守りください。

- ① ご利用者様の通所介護計画の作成は、生活相談員が担当します。
- ② サービス内容の変更・要望などがありましたら、担当の介護支援専門員もしくは生活相談員までご連絡ください。
- ③ 当サービスの提供にあたっては、ご利用者様に対して健康チェック等を行い、体調不良などによってはサービスを中止することがあります。
- ④ ご利用者様のご都合により当サービスの利用を中止する場合は、遅くともご利用日前日の午後5時までにご連絡ください。それを過ぎてのご連絡の場合には、食事代(700円)を徴収させていただきます。
- ⑤ ご利用者様のサービスの変更にあたって、ご利用希望日が利用定員を超えている等の理由により、利用が困難な場合には、他の日に利用して頂くよう協議させていただくことがあります。
- ⑥ 高額な現金・貴重品などについては、紛失を防止するため、持ち込まれないようにご協力をお願いいたします。
- ⑦ 当事業所内での金品（食物を含む）のやりとりはご遠慮ください。
- ⑧ 当事業所内において、職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

10. 運営推進会議の設置（指定地域密着型通所介護のみ）

ご利用者様、ご利用者様のご家族様、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職

員又は、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

11. 緊急時・急変時の対応について

利用日当日の体調不良などにより病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡するとともに、救急車の要請などの必要な措置を講じますので、以下の事項についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ① ご利用中の事故・急変時は職員の判断により医療機関へ救急搬送しますが、その場合、受け入れ医療機関は救急隊の判断によっては、ご希望の医療機関への搬送とならない場合もありますので、ご了承ください。
- ② 救急搬送の際は可能な限り、事前にご家族に連絡をお取りしますが、状況によっては事後のご連絡となる場合がありますので、ご了承ください。

12. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合には、重要事項の変更内容を、事前にご利用者様へ書面を送付して口頭にて説明をします。

13. 第三者委員会の評価の有無

当事業所では第三者委員会の評価を行っておりません。

14. 当社の概要

名称・法人種別	:	株式会社 やつなみ
代表者役職・氏名	:	代表取締役 久保田 樹
所在地	:	山口県防府市大字高井727番地の1
電話番号	:	0835-57-2672
FAX番号	:	0835-57-2828